

第23回北斗市農業委員会総会議事録

令和6年1月25日 開催

北斗市農業委員会

招 集 年 月 日	令和6年1月25日					
招 集 場 所	北斗市総合分庁舎 3階 大会議室					
委員の出欠状況 (出席 11名) (欠席 3名)	1番	澤 田 亨	出席	8番	落 合 修	出席
	2番	山 本 正 人	出席	9番	吉 田 勝 幸	出席
	3番	齊 藤 介 男	出席	10番	佐々木 敬 子	出席
	4番	笠 原 勝 幸	出席	11番	時 田 孝 喜	出席
	5番	佐々木 秀 樹	欠席	12番	加 藤 隆	出席
	6番	岡 村 栄 士	欠席	13番	佐々木 勝 利	欠席
	7番	中 川 哲	出席	14番	和 田 勝 雄	出席
本会議に職務のため出席した者の職氏名	北斗市農業委員会 事務局長 吉 田 賢 一 係 長 大 森 千 里 再 任 用 澤 口 則 之					

<p>会長提出議案</p>	<p>報告第1号 土地の現況証明書（専決事項）の交付について</p> <p>報告第2号 農地法第3条の規定による届出について</p> <p>報告第3号 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて</p> <p>議案第1号 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について</p> <p>議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について</p> <p>議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について</p> <p>議案第5号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について</p> <p>議案第6号 農地移動適正化あっせんの申出について</p> <p>議案第7号 土地の現況証明調査委員の指名について</p> <p>議案第8号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について</p>
<p>委員提出議案等の標題</p>	

第23回北斗市農業委員会総会議事日程

開議 令和6年1月25日 午後 2時35分

- | | | |
|-------|--|---------|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 日程第 2 | 会期の決定について | |
| 日程第 3 | 土地の現況証明書（専決事項）の交付について | （報告第1号） |
| 日程第 4 | 農地法第3条の規定による届出について | （報告第2号） |
| 日程第 5 | 農地移動適正化あっせん申出の取下げについて | （報告第3号） |
| 日程第 6 | 農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について | （議案第1号） |
| 日程第 7 | 農地法第3条の規定による許可申請について | （議案第2号） |
| 日程第 8 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について | （議案第3号） |
| 日程第 9 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について | （議案第4号） |
| 日程第10 | 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について | （議案第5号） |
| 日程第11 | 農地移動適正化あっせんの申出について | （議案第6号） |
| 日程第12 | 土地の現況証明調査委員の指名について | （議案第7号） |
| 日程第13 | 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について | （議案第8号） |

第 2 3 回北斗市農業委員会総会議決結果表

令和 6 年 1 月 2 5 日

番号	番号 報告・議案	件 名	提出者	議決 結果	備考
1	報告第 1 号	土地の現況証明書（専決事項）の交付について	会長	報告済	1 件
2	報告第 2 号	農地法第 3 条の規定による届出について	会長	報告済	1 1 件
3	報告第 3 号	農地移動適正化あっせん申出の取下げについて	会長	報告済	1 件
4	議案第 1 号	農地法第 1 8 条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について	会長	決定	1 3 件
5	議案第 2 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	会長	決定	1 件
6	議案第 3 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の決定について	会長	決定	9 件
7	議案第 4 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について	会長	決定	4 4 件
8	議案第 5 号	農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について	会長	決定	3 件
9	議案第 6 号	農地移動適正化あっせんの申出について	会長	決定	4 件
1 0	議案第 7 号	土地の現況証明調査委員の指名について	会長	決定	—
1 1	議案第 8 号	農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について	会長	決定	1 件

第23回北斗市農業委員会総会

(午後 2時35分 開会)

<p>(開会宣言) 和田会長</p>	<p>皆さん、どうもお疲れさまでございます。 新年早々から能登の地震、そして飛行機事故と色んなことがありまして、何か昨日は日本列島の各地で雪が、大雪で交通状態が悪いような状況下にありました。でも、ここは何か雪が降らなくて一安心ということですが、これからの時期があれでございますので、ハウスをやっている方は十分注意していただきたいと思います。 また、10日の日には年金の研修会がございまして、数多くの委員さん、推進委員さんに出席していただきまして本当にありがとうございました。場所を提供している北斗市でやるということになれば、やはり皆さんに参加していただきたいと思いますので、今後も何かあればよろしくお願ひしたいと思います。 [個人名]の件につきましては、局長から話がありましたとおりでございまして、予定が14日ということになってはいますが、どういふふうになるかわかりませんが、一応そういうことで心構えをしていただきたいと思います。 そんなことで、夜に懇親会がございまして。総会も今日はちょっと長くなるかもしれませんが、どうかひとつよろしくお願ひしたいと思います。 本日は、報告3件、議案8件であります。 御審議のほどよろしくお願ひ申し上げまして、簡単ですが挨拶いたします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>委員の動向をお知らせいたします。 5番佐々木秀樹委員、6番岡村栄士委員、13番佐々木勝利委員より欠席の届出がありましたので、お知らせいたします。 北斗市農業委員会会議規則第7条では、「会長は、会議の議長となり議事を整理する」こととなっておりますので、この後の議事については和田会長が進行いたします。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、早速、会議を始めさせていただきます。 本日の議事日程は、お手元に印刷配布のとおりであります。 直ちに日程に入ります。</p>
<p>日程第1 議長</p>	<p>日程第1 本日の会議録署名委員を指名いたします。 議席番号8番落合修委員、議席番号9番吉田勝幸委員の両名を指名いたします。</p>
<p>日程第2 議長</p>	<p>日程第2 会期の決定についてをお諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日と決定することに、御異議ありません</p>

	<p>か。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本総会は本日 1 日と決定いたしました。</p>
日程第 3 議 長	<p>日程第 3 報告第 1 号「土地の現況証明書（専決事項）の交付について」を議題といたします。 番号 1 を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。 本件に関しましては、函館育ちライスターミナルより西側の土地でございますが、地目変更するため、このたび現況証明願いが出されたものでございます。 願出のあったこの土地は、現況が畑として使用されていると認められることから、北斗市農業委員会土地の現況証明願処理要領第 8 条第 1 項第 4 号の規定により専決処分しましたことを御報告するものでございます。 以上でございます。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p>
日程第 4 議 長	<p>日程第 4 報告第 2 号「農地法第 3 条の規定による届出について」を議題といたします。 番号 1 から番号 1 1 までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定によりまして、農地又は採草放牧地について、相続等により権利を取得した者は農業委員会に届け出ることとなっております。 番号 1 につきましては、北海道電力ネットワーク(株)清水川変電所</p>

	<p>より南西側、萩野小学校より西側などの農地でございます。番号2につきましては、第一自動車工業(株)より西側の農地でございます。番号3につきましては、市渡小学校より南西側の農地でございます。番号4につきましては、文月町内会館より北東側の農地でございます。番号5につきましては、新函館北斗駅より南西側の農地でございます。番号6につきましては、新函館北斗駅より東側の農地でございます。番号7につきましては、第2給食センターより南側、東開発会館より北側などの農地でございます。番号8につきましては、中央開発会館より東側、第2給食センターより南側などの農地でございます。番号9につきましては、細入会館より北側の農地でございます。番号10につきましては、函館育ちライスターミナルより南側の農地でございます。番号11につきましては、時効により新函館北斗駅より北東側の農地を取得したものでございまして、これら届け出につきましては、北斗市農業委員会事務専決規程に基づき専決処分しましたことを御報告するものでございます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>11番時田委員。</p>
時田委員	<p>報告の2の2、これ黒塗りしているところ、これ道路だとかも塗らさっているんだけどこれは間違いですか。</p>
事務局澤口	<p>普通、道路を色塗りしているんですよ。ちょっとそれが濃くて、所有地とわからなくなっているだけです。申し訳ないです。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
時田委員	<p>はい、わかりました。</p>
議長	<p>他にございませんか。</p> <p>3番齊藤委員。</p>
齊藤委員	<p>11番の時効取得の経緯って聞いてもいいですか。</p>
議長	<p>事務局長。</p>
事務局長	<p>お答えいたします。</p> <p>こちらにつきましては、法務局より通知があったものでございまして、もとの土地所有者は別の方なんですけども、個人名が平成24年9月より管理なり耕作をしていたということが認められたことから今回時効取得ということになったものでございます。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>
齊藤委員	<p>ありがとうございます。</p>

<p>議 長</p> <p>日程第5 議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>日程第6 議 長</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>他にございませんか。なければ、本件は報告済みといたします。</p> <p>日程第5 報告第3号「農地移動適正化あっせん申出の取下げについて」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p> <p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。 本件に関しましては、道南農業試験場より東側の農地で、平成17年12月総会においてあっせんの申出がされておりましたが、売買先が決まったことから取り下げるものでございます。 なお、この案件につきましては、この後の議案第3号（所有権移転の決定）において議案御審議いただく予定となっております。 以上でございます。</p> <p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>御異議がありませんので、本件は報告済みといたします。</p> <p>日程第6 議案第1号「農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題といたします。 番号1から番号12までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p> <p>事務局長より説明があります。</p> <p>御説明いたします。 本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件となっておりますので、解約合意と引き渡しが行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。 なお、番号1、番号3から番号8までの案件につきましては、この後の議案第4号（賃貸借の決定）において、番号12につきましては議案第3号（所有権移転の決定）において御審議いただく予定となっております。 以上、よろしく御審議願います。</p>
---	--

議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
議 長	次の番号13の案件につきましては、7番中川哲委員が北斗市農業委員会会議規則第25条の規定により、「議事参与の制限」の対象となりますので退席を求めます。 (中川委員 退席)
議 長	それでは、番号13を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 本件に関しましては、合意による解約が引き渡し期限の6カ月以内に行われていることが要件となっております。解約合意と引き渡しが同日で行われ、通知されておりますので問題ないと考えられます。 以上、よろしく御審議願います。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。 (中川委員 復席)
日程第7 議 長	日程第7 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1を上程いたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 本件に関しましては、細入会館より北側の農地でございます、

	<p>後継者であった息子さんが離農したことにより、農業経営を再開することとなったため使用貸借するものでございます。 以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。</p>
日程第8 議 長	<p>日程第8 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画(所有権移転)の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号9までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>事務局長より説明があります。</p>
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、大野農業高校より南西側の農地でございます。隣接地を耕作する方へ売買するものでございます。番号2及び番号3につきましては、北海道水田発祥の地碑より南側の農地でございます。平成18年1月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号4につきましては、函館育ちライスターミナルより南側、北側の農地でございます。平成16年3月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号5につきましては、函館育ちライスターミナルより南側の農地でございます。平成16年3月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号6につきましては、南大野共同墓地より南東側の農地でございます。経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。番号7につきましては、新函館北斗駅より北側の農地でございます。平成22年4月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号8につきましては、道南農業試験場より東側の農地でございます。令和3年1月よりこの農地を耕作してきました方へ売買するものでございます。番号9につきましては、新函館北斗駅より南側の農地でございます。経営規模拡大を図ろうとする方へ売買するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第9 議 長	<p>日程第9 議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画（賃貸借）の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号1から番号44までを一括上程いたします。 事務局に朗読させます。</p> <p>（事務局：朗読）</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号1につきましては、(株)NIPPON函館出張所より北側の農地でございます。高齡のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号2につきましては、南大野会館より南側の農地でございます。高齡のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号3につきましては、白川第一会館より西側の農地でございます。高齡のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号4につきましては、(株)NIPPON函館出張所より北側の農地でございます。労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号5につきましては、茂辺地漁港より西側の農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号6につきましては、第2給食センターより南側の農地でございます。労働力不足のため経営規模拡大を図ろうとする方へ貸すものでございます。番号7につきましては、新函館北斗駅より北側の農地でございます。労働力不足のため隣接地を耕作する方へ貸すものでございます。番号8から番号34までにつきましては、村内地区の基盤整備事業に関する案件でございますが、この基盤整備事業の達成要件として、対象となる農地すべてに農地中間管理権を設定する必要があることから、土地所有者18名分の農地65.86ヘクタールを公益財団法人北海道農業公社が借り受けたのち、農地の集積・集約を図ろうとする9名の担い手へ貸し付けるものでございます。また、今回の案件のほかに抵当権抹消手続中などの対象農地がございますが、その手続き等が完了次第、同様の案件が提出される予定となっております。続きまして、番号35から番号44までの案件につきましては、継続で引き続き賃貸借するものでございますので、説明は省略させていただきます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>（「異議なし」の声あり）</p>

議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 1 0 議 長	<p>日程第 1 0 議案第 5 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画（使用貸借）の決定について」を議題といたします。</p> <p>番号 1 から番号 3 までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	<p>御説明いたします。</p> <p>番号 1 につきましては、南大野共同墓地より南側の農地で、労働力不足のため、経営規模拡大を凶ろうとする方と使用貸借するものでございます。番号 2 につきましては、中央開発会館より南側の農地で、引き続き 5 年の期間を設定し使用貸借するものでございます。番号 3 につきましては、新函館北斗駅より南東側の農地で、引き続き 5 年の期間を設定し使用貸借するものでございます。</p> <p>以上、よろしく御審議願います。</p>
議 長	<p>朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。
日程第 1 1 議 長	<p>日程第 1 1 議案第 6 号「農地移動適正化あっせんの申出について」を議題といたします。</p> <p>番号 1 から番号 4 までを一括上程いたします。</p> <p>事務局に朗読させます。</p>
	<p>(事務局：朗読)</p>
議 長	<p>朗読が終わりましたので、あっせん委員を指名いたします。</p> <p>番号 1 につきましては、議席番号 2 番山本正人委員、議席番号 1 1 番時田孝喜委員、補助委員として鹿角昭夫推進委員を。番号 2 につきましては、議席番号 5 番佐々木秀樹委員、議席番号 9 番吉田勝幸委員、補助委員として坂本常光推進委員を。番号 3 につきましては、議席番号 2 番山本正人委員、議席番号 1 1 番時田孝喜委員、補助委員として高橋陽一推進委員を。番号 4 につきましては、議席番号 2 番山本正人委員、議席番号 1 1 番時田孝喜委員、補助委員として鹿角昭夫推進委員を指名することに、御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>

議 長	御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。 あっせん委員に指名された方は、よろしくお願ひいたします。
日程第 1 2 議 長	日程第 1 2 議案第 7 号「土地の現況証明調査委員の指名について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	朗読が終わりましたので、調査委員を指名いたします。 議席番号 2 番山本正人委員、議席番号 3 番齊藤介男委員、議席番号 8 番落合修委員、議席番号 1 0 番佐々木敬子委員の、以上 4 名を指名することに御異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は指名のとおり決定いたします。
日程第 1 3 議 長	日程第 1 3 議案第 8 号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」を議題といたします。 事務局に朗読させます。 (事務局：朗読)
議 長	事務局長より説明があります。
事務局長	御説明いたします。 本件に関しましては、令和元年 1 0 月に奈良県や大分県内のまちにおいて農業委員会に関する不祥事が連続して発生したことから、同年 1 2 月に農業委員会組織として綱紀肅正の徹底を図っていただきたい旨の通知が北海道農業会議より出され、令和元年 1 月総会において法令遵守の申し合わせ決議案を提出し可決しております。 なお、その通知には、次年度以降も同様の取り組みを行っていただきたいと依頼されていることから、今回改めて決議案を提出するものでございます。 委員の皆様には、これまでと同様に、公正・公平な職務の遂行に向けた綱紀の保持徹底をお願いするものでございます。 以上、よろしく御審議願ひます。
議 長	朗読並びに説明が終わりましたので、委員の御意見を頂戴いたします。 (「異議なし」の声あり)
議 長	御異議なしと認め、本件は原案のとおり決定いたします。

以上で、本日の全日程を終了いたしました。
これもちまして、第23回北斗市農業委員会総会を閉会いたします。
御苦勞様ございました。

(午後 3時59分 閉会)

議長(会長) 和田勝雄

署名委員 落合修

〃 吉田勝幸